

議案第 5 号

宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について

宇都宮地域合併協議会小委員会規程を次のように制定する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査及び審議をするものとする。

（組織）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて規約第7条第1項に定める協議会の委員又は規約第12条第1項に定める幹事会の幹事のうちから指名する者をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（検討会）

第7条 小委員会に、必要に応じて検討会を設置することができる。

2 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局及び会長が指定する専門部会が処理する。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか小委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 2 月 4 日から施行する。